



Title	情報化社会における住民参加の諸課題とその対策— —日本・中国・韓国の比較検討—
Author(s)	汪, 穎
Citation	大阪大学, 2025, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/103177
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(汪穎)	
論文題名	情報化社会における住民参加の諸課題とその対策 ——日本・中国・韓国の比較検討——
論文内容の要旨	
<p>本稿では、情報化社会における住民参加を発展させるため、オンライン住民参加を焦点にして、日本・中国・韓国それぞれの国における住民参加の法制度、オンライン住民参加の運用実態、および、実務上、行われているオンライン住民参加の事例を主な素材として検討し、情報化社会における住民参加の課題を指摘した上で、その課題を解決するための住民参加の具体的なあり方についての提案をした。その概要は以下の通りである。</p> <p>日本・中国・韓国の住民参加における問題点、そして、オンライン住民参加の共通課題としては、以下の諸点を明らかにした。日本・中国・韓国における住民参加に共通して存在する運用上の問題点として、①参加者が一部の住民または市民団体に限定されているという問題、②住民参加を実施するにあたって行政機関の提供している情報が住民にとって理解しにくい等の問題、ならびに、③行政機関が収集した意見についての回答内容の作成をぞんざいに行うという問題が見られる。また、オンライン住民参加において、短時間で大量の意見が集まる可能性が高く、行政機関の収集した意見への対応に関する業務量が増加すると、それをぞんざいに行うという問題がさらに深刻化するであろう。</p> <p>日本・中国・韓国におけるオンライン住民参加に共通する課題として5つものがある。すなわち、①オンライン住民参加についての法制度の整備・改善、②オンライン住民参加のためのウェブサイト・システムの改善、③オンライン住民参加に際しての住民の間の情報格差による不平等の緩和、④オンライン住民参加を通じて収集した意見への回答内容の作成の仕方、⑤オンライン住民参加を通じた討論の深さが欠如しているという限界の克服である。</p> <p>以上の問題点・課題を踏まえ、情報化社会における住民参加のあり方について、以下のような提案をした。</p> <p>まず、オンライン住民参加を含む、住民参加についての法制度において、実施目的、実施対象、実施方法、実施期間、収集された意見の取り扱い方および実施結果の公開等の事項を法定化すべきであると述べた。</p> <p>次に、住民参加のためのウェブページ・ウェブサイトについて、国が、法令またはマニュアルによって、住民参加のためのウェブページ・ウェブサイトの機能、様式などについての最低限の標準を設け、また、当該標準に則った模範となるウェブページ・ウェブサイトを設けて地方公共団体の参考に供し、または、地方公共団体が利用可能な形で提供することを提案した。さらに、オンライン住民参加の実施における不平等を緩和するため、行政機関は、情報通信ネットを利用するための設備を補充することに限らず、例えば、オンライン住民参加にアクセスする方法についての講座等の開催が有用であることを提案した。本稿の提案は、日本・中国・韓国ともに参考になりうると思われる。</p> <p>さらに、今後の住民参加のあり方に関して、日本・韓国における事例を参考にして、複数の住民参加方法の組み合わせによる住民参加についての具体的な提案を示した。この提案においては、住民参加方法の組み合わせについての全体像を示したため、今後の住民参加の実施方法を検討する際に参考になると思われる。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (汪 穎)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主査 教授 野呂 充 副査 教授 大久保 規子 副査 教授 長谷川 佳彦

論文審査の結果の要旨

本論文は、情報化社会における住民参加を発展させることを目的として、日本・中国・韓国における住民参加にかかる法制度やその運用状況をオンライン住民参加を中心として調査・検討し、住民参加における情報通信技術の活用の意義と課題を明らかにした上で、課題を解決するための住民参加のあり方について提案するものである。

序章においては、日本・中国・韓国における住民参加の発展過程および情報化社会におけるオンライン住民参加の状況を概観し、先行研究の評価として、法令によらないものを含めた住民参加の全体像を示した研究が少なく、オンライン住民参加についての研究も不十分であると指摘している。

第1章は日本を対象とする。第1節では、法律や条例で定められた住民参加制度および地方公共団体における運用状況を概観した上で、法令で定められた住民参加手続を、個別意見収集型と討議・合意形成型とに分類し、前者には広範囲の住民が参加できるというメリット、後者には住民の合意形成のための深い討論ができるというメリットがあるが、法令に基づく住民参加手続はどちらか一方しか実現できないという問題があると指摘する。次に、地方公共団体における法令に基づかない住民参加には、個別意見収集型と討議・合意形成型を兼ね備えた実践が存在するとして、東京都三鷹市の「まちづくりディスカッション（まちディス）」を紹介し、その特徴として、参加者が複数回の情報提供を受けて討論を実施し、最後に全員投票によって多数意見を集約するが、参加者のすべての意見が報告書に記録されることにより、個別意見収集の方法としても有用であることを指摘している。第2節は、行政情報化の住民参加への影響を対象とする。まず、日本における行政情報化の進展の住民参加への影響として、地方公共団体において、ICTを活用した住民参加が見られるようになり、新型コロナの感染拡大防止のためウェブ会議システムを利用したオンライン住民参加などが実施されるようになったことが紹介される。そして地方公共団体におけるオンライン住民参加の実践例として、大阪府豊中市におけるオンラインでの外国人市民会議、東京都三鷹市における「市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）～」、神戸市西区における対面とオンラインを組み合わせた住民参加、兵庫県加古川市における住民参加のためのウェブサイトについて、運用実態の調査を踏まえて、意義と問題点を明らかにしている。第3節では、以上の紹介・検討を踏まえ、オンライン住民参加は、参加場所が限定されず参加者数の増加を期待でき、また、行政情報を動画配信で理解しやすく伝えることができるといったメリットがあるものの、問題点として、第1に、住民の情報通信技術を活用する能力の格差による不平等性、第2に、行政機関の負担の重さから、住民が提出した意見に迅速かつ丁寧な対応ができていないこと、第3に、オンラインによる討議は、対面と比較して意見交換が不活発になりやすいことを指摘している。

第2章は中国を対象とする。第1節は、中国における住民参加の制度として、一般的住民参加の制度である、2000年の立法法による行政立法制定の際の手続および2019年の重要行政決定手続暫定条例による行政決定の際の手続、さらに、環境保護領域、都市計画領域、市場経済等の個別行政領域における住民参加制度を紹介する。そして、中国の住民参加の問題点として、参加の範囲の不明確性や不統一、行政機関と住民の間に存在する「単位」や「社区」の代表者を通じて意見が募集され住民の意見が十分汲み取られていないこと、情報公開や住民参加の際の情報提供が不十分であること、提出された意見の内容や採否が公開されないこと等を指摘する。第2節は、行政情報化のもとでの住民参加の現状につき、2016年から推進された「インターネットプラス政務サービス」の下でのオンライン住民参加として、行政機関の公式ウェブサイトを通じた住民の意見・要望の提出、公式ウェブサイトでの意見募集、オンライン・インタビュー（行政職員や学識経験者が公式ウェブサイトを通じて住民に説明し質問に回

答するもの）が実施されていることを紹介し、公式ウェブサイトの先進的な活用事例として、上海市の「一網通辦」および北京市の「首都之窓」について紹介する。第3節は、以上の紹介・検討を踏まえ、情報化社会における住民参加のメリットと課題について検討している。メリットとして、「単位」、「社区」を通さない住民の意見の反映、遠方の住民の参加の容易さ、動画配信等による理解しやすい情報公開、地域間の壁の撤廃、参加手続の実施コストの削減、オンライン・インタビューという新たな参加方式により行政機関と住民のみならず住民相互間の交流が実現していることを指摘し、課題として、行政機関の応答義務がないこと、インターネットの利用可能性の差による不平等の拡大のおそれ、インターネットにおいては誹謗中傷などが発生しやすいことを指摘する。

第3章は、韓国を対象とする。第1節では、オンライン住民参加に関する法制度として、まず、2007年の行政節次法改正によって、処分の際の公聴会、行政立法の予告手続および行政予告手続のそれぞれについて明文化されたオンライン公聴会、次に、2014年の行政節次法改正を受けて設けられたオンライン政策討論の制度、さらに、オンライン住民投票制度について概要を紹介する。第2節では、オンライン住民参加の運用実態として、オンライン住民参加のためのウェブサイトである e-People を通じて実施されているオンライン公聴会およびオンライン政策討論、K・votingを用いたオンライン投票、ならびに、地方公共団体予算編成に住民を参加させる住民参加型予算制度を詳細に紹介している。第3節は、韓国のオンライン住民参加の問題点として、第1に、オンライン政策討論をどのような場合に実施するかや、オンライン住民投票の実施方法についての定めが不十分であるという立法上の問題、第2に、地方公共団体の公式ウェブサイトの住民参加のためのウェブページは地方公共団体ごとの差が大きく、また、国のウェブサイトにおいて公聴会に関する情報の検索が困難な場合があること、オンライン公聴会の実施結果の公表が不十分であること、情報格差による不平等性といった運用上の問題を指摘する。また、オンライン住民参加の限界として、対面での参加と比較すると、賛否の表明にとどまり、討論の場としての役割を十分果たしていないことを指摘する。

第4章は、日本・中国・韓国の情報化社会に対応した住民参加の改善・活性化の方策について提言をしている。日本についての提案としては、恣意的な運用を防ぐため、住民参加の実施目的、実施対象、実施方法、実施機関、収集された意見の取り扱い方や実施結果の公開等を法定化し、また、オンライン住民参加についても法令に独自の規定を設けるべきであること、住民参加のためのウェブサイトの利便性を高めるため、国が法令またはマニュアルによって標準化を図るべきであること、情報格差の是正のための習熟支援を住民参加のためのウェブサイトについても行うべきであることを述べる。さらに、多数かつ多様な住民の意見の収集と、行政と住民および住民相互の深い討議の双方を実現する住民参加を実現する方策を探るため、個別意見収集型と討論・合意形成型の区分に、オンラインか対面かという要素を加えた独自の類型化を提唱し、それぞれのメリット・デメリットを指摘した上で、住民参加手続の過程に即した各類型の組合せの方法を提案している。すなわち、第1の、政策等の案を作成する前の準備段階では、住民の意見を広範に収集するため、オンラインでの個別意見収集型と対面での個別意見収集型を活用する。第2の、政策等の案を作成する段階では、住民と行政機関、住民相互間が深く討論するため、オンラインでの討論・合意形成型と対面での討論・合意形成型を活用する。また、この段階では、十分時間を取って個別意見収集型と討論・合意形成型を繰り返し実施することも効果的である。第3の、政策等の案を作成した段階では、広範囲の住民の意見を収集するため、オンラインでの個別意見収集型と、対面での個別意見収集型が適切であるが、多数の反対意見がある場合などは、オンラインでの討論・合意形成型と対面での討論・合意形成を活用する。第4の、実施過程において住民の協力を求めることが必要になった場合には、対面での合意形成型が有効である。さらに、中国および韓国についても、他の2か国から得られる教訓を踏まえた提言を行っている。

本論文は、第1に、日本・中国・韓国という3か国の住民参加制度について、法制度の状況と運用実態の両面にわたって全体像を提示し、また、それぞれの国の制度の特長と課題を解明した包括的な研究として、学術的価値が高い。第2に、情報通信技術を用いた住民参加という新たな現象を主要な検討対象として、それについての制度や運用を実証的に明らかにしている点で先駆性があり、しかも、オンライン住民参加の功罪を丁寧に分析して問題を解決する方策を提示し、今後のオンライン住民参加の在り方について重要な示唆を与えている。第3に、多数かつ多様な住民の意見の収集と、行政と住民および住民相互の深い討議の双方を実現する方策として、個別意見収集型と討論・合意形成型という区分と、オンラインか対面かという区分を組み合わせた独自の類型化の方法を提唱した上で、住民参加の手続過程に応じて複数の類型を組み合わせる提言を行っており、この点はとりわけ独創性が高く、オンライン住民参加にとどまらず、住民参加のあり方を検討するための、新たな有益な知見をもたらしている。以上から、本論文は、博士（法学）の学位授与にふさわしい研究であると認められる。

なお、論文剽窃判定プログラムiThenticateにより、本論文には剽窃がないことを確認した。